

芦屋市立山手小学校いじめ防止基本方針

令和3年（2021年）10月

芦屋市立山手小学校

1 本校の方針

本校は、「みんなが かがやく」を学校教育目標とし、いのちを大切にし、思いやりの心やその実行力を培うことを目指している。また、自分や友だちを大切にし、差別やいじめを許さない態度や集団を育てることを重点にして教職員が協働体制で指導に取り組んでいる。

全ての児童が自尊感情を持ち、安心して充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ防止」に向け、日常から指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、知的関心の高い子どもや保護者が多く、学校の教育活動に対する期待度が高い。地域の教育力や人材に恵まれ、地域コミュニティ・同窓会など伝統ある母校を支えようという雰囲気がある。

児童においては、学習や生活の中で自ら表現し、創りだそうとする力を発揮する子どもが見られる。ただ、人間関係力や相手の気持ちを大切にすることに課題があり、他者とのコミュニケーションを苦手とする児童も見られる。

そのため本校では、「自分や友だちを大切にし、差別やいじめを許さない態度や集団を育てる」人権教育に取り組んでいる。「差別解消」「いじめ・心」「特別支援」「多文化共生」「平和」「ジェンダー平等」「命」の7つの柱を立てて年間を通して計画的に教育活動を組み込んでいる。また、自治的活動や体験的活動を充実させるなどの教育活動に取り組んできた。

児童一人ひとりが自尊感情を高く持ち、好ましい人間関係を築くことができ、「いじめを許さない」指導を学校、学年、クラスで取り組み、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と在籍している一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

①学級指導

各学級担任が子どもの心の状況を見取った指導や対応をしていく。また、学級内だけではなく学年内の組織である担任間の連携を密に行い、子ども個々の生活状況の共有と連動した指導に努める。

◎児童と担任との言葉かけや対話から人間関係を深め、相談しやすい環境にしていく。

◎子ども同士がつながれるような活動を学習や生活の場面で意識してつくる。

◎担任・教職員一人だけで児童を見ていくのではなく、学校全体で子ども同士の支え合いを支援していく。

- ◎クラス全員で何かをやり遂げる喜びや、達成感を味わうことのできる経験の機会を増やす工夫をする。また、そのための話し合い活動等を充実させる。

【具体的な動き】

- ・ 児童と一緒に掃除や片づけをする。
- ・ 清潔で心地よい教室環境にする。
- ・ 使用しない部屋などは、施錠をする。
- ・ 児童観察（服装・態度等）を丁寧に行う。

②生活指導

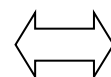
- ◎基本的な生活習慣を身につけ、学校生活の向上を目指して主体的に取り組む子の育成をはかる。

- ◎学校生活で守るべきルールを徹底して指導すると共に、教職員が共通認識しておく。

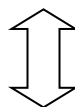
指導組織

いじめ防止推進委員会

校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・学年専科代表
スクールカウンセラー



学年研究会



芦屋市教育会

芦屋市子ども家庭総合支援室 (0797) 38-2045
西宮子ども家庭センター (0798) 71-4670
西宮少年サポートセンター (0798) 35-3875
芦屋市警察生活安全課 (0797) 23-0110

【具体的な動き】

- ・ 学年ごとに1か月の児童の実態を出し合い、具体的な指導を検討する。
- ・ 学校生活の決まりを年度当初に全家庭に配布して、ルールを守ることを徹底する。
- ・ 休み時間や昼休みにも子どもと接する機会を多くする。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめ防止のための取り組みや早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修などを計画的に進めていく。

① 児童の状況把握

- ◎入学前に、保育所・幼稚園との連絡会を必ず開催して、前担任から詳細な状況を聞き取り、資料として新年度にそれぞれの担任が確認できるようにする。入学時に作成した資料は、該当児童が卒業するまで学校で保管活用するとともに、随時加筆訂正を行っていく。また、進級時にも今までに課題として残っている子ども同士の人間関係や保護者同士の関係も綿密に記録し、次年度へ引き継ぐ。

② 児童の安全対策

教職員の目の行き届きにくい時間や場所にも気を配る。

【具体的な動き】

- ・ 児童がいるときは教職員も可能な限り児童用トイレを使用する。
- ・ 休憩時間も児童とともに遊んだり、話したりする。
- ・ 使用しない場所の施錠を行う。

③ 問題行動の未然防止

◎正しいと思うことをお互いが言い合える学級の雰囲気と人間関係づくりを目指す。

◎人が嫌がる行為をしているのに気がついた時に、先生や友だちに伝えられる人間関係づくりに努める。

◎日常的にきちんと過ごしていることが評価される、正しい行動や周りの人に気を配る態度がお互いに尊重される環境をつくる。

【具体的な指導】

- ・ 話し合いの基本（人の話を最後まで聞く）をきちんと教える。
（相手にわかるように話す、決まったことは守る等）
- ・ してはいけない行動については、本人が、なぜしてはいけないか理解、納得のできるよう指導をし、いい行動のときはそのことのよさを認める。

④ 学習指導の中で

◎授業の中で、自分の思いや考えを表出し易い状況とそれらの意見を共感的に理解する学習づくりをしていく。

◎子ども同士が違う意見を互いに認めていくことができるような活動をつくっていく。

【具体的な指導】

- ・ 児童が教員と同じ目的意識を持って学習に取り組めるようにする。
- ・ 自分の考えをつくることができる方策を仕組む。
- ・ ほかの人の意見に共感したり、認めたりする場をつくる。

⑤ 児童自ら問題を解決する力をつける

◎児童が、自分たちの力で、様々なことを話し合い決定していく活動を採用入れる。

◎どの授業でも児童自らが学習を創る展開にしていく。

【具体的な指導】

- ・ 1年生時から守るべきルールを徹底して指導する。
- ・ 話し合い活動の役割分担(司会、記録等)は、随時交替して多くの児童が体験できるようにする。
- ・ クラブや委員会にも自主的で自治的な活動を積極的に採用入れる。
- ・ 問題解決的な学習を進める。

⑥ 情報モラル教育についての指導に取り組む

◎インターネットを使用する際のルールやモラルを指導する。保護者への啓発や協力を求める。また、警察や通信会社等が児童、保護者への講演を開くなど情報モラル教育を推進する。

⑦ 児童観察を重視する

- ◎児童観察を教職員の大切な仕事として認識して、絶えず気を配る。
- ◎会話や作文、子どもたちからの話を最大限活用して情報を収集し、速やかに解釈して対応する。
- ◎いじめアンケートを定期的にとり、児童の悩みや困っていることなどを聞きとる。

【具体的な動き】

- ・ 朝の会や終わりの会、給食時などにもしっかりと児童を観察する。
- ・ 問題行動が予見されるときは、休み時間や昼休みに、教室やフロアから教職員がいなくなる時間をできるだけ少なくする。
- ・ 日記や作文、ふり返り文などを活用し、子どもの悩みや変化を見取り、解決に向けた取り組みを実行する。

担任・教職員の働き

- 集団の観察だけではなく、児童観察に適した朝の会、読書タイム、給食時等の時間に、一人ひとりの表情に気をつける。
- 友だち関係の変化にも目を配る。そのため、日記や作文、振り返り、保護者からの報告など、情報収集に努める。
- 教員の先入観や思い込みを捨てて、客観的に観察・判断できるよう心がける。
- 目立つ子どもだけでなく、教職員の近くに来ない目立たない子どもにも気を配る。そのため、児童カルテ等を作成して記録を残していく。
- 気になる児童がいれば、積極的に声かけをして、状況把握に努める。気付いたこと聞いたこと等は必ず担任や学年の教員に伝える。
- 教室では見せない姿や表情が見られる場合があるので、専科の時間、クラブや委員会では先入観を持たずに児童観察をする。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を次のようにしていく。

① いじめを認知したら

- ◎状況の把握を行うために、該当児童と周辺にいる児童への聞き取りを行う。目撃した事をしっかりと記憶し、記録に残す。
- ◎必要に応じて、安全確保や応急処置を講じながら、他の教職員の応援を依頼し見守る。
- ◎担任、学年団、必要に応じて養護教諭やいじめ防止担当、生活指導担当に報告する。
- ◎緊急性や重大性に限らず管理職に報告をする。
- ◎管理職は、状況に応じて、学校教育課や他の関連機関に第1報を入れる。

② 正確な実態を把握する

- ◎早急に全容を解明する必要がある場合は、管理職や対応可能な教職員が協力して聞き取りを行う。
- ◎先入観を持たず、被害と加害を意識せずに正確な状況把握に努める。
- ◎複数の教職員で聞き取りを行ない、「言った」「言っていない」というような論争にならないように、周囲の児童への聞き取りも含め、丁寧に記録を残しておく。
- ◎聞き取る教職員は、児童に威圧感を与えないように、また、話しやすいようにするため、

担任を中心に学年の教職員や関わりのある教職員が中心になる。

- ◎事実の確認だけではなく、その時の気持ちやそこに至った理由、背景にあるものは何か、などを明確に聞き取るようにする。
- ◎聞き取りでは、誘導的にこちらが話したことにうなずかせるのではなく、児童自らが話すように仕向けていく。
- ◎対応が長期化したり複雑化したりすることを想定して、状況、時間、対応等の記録を時系列で整理しておく。

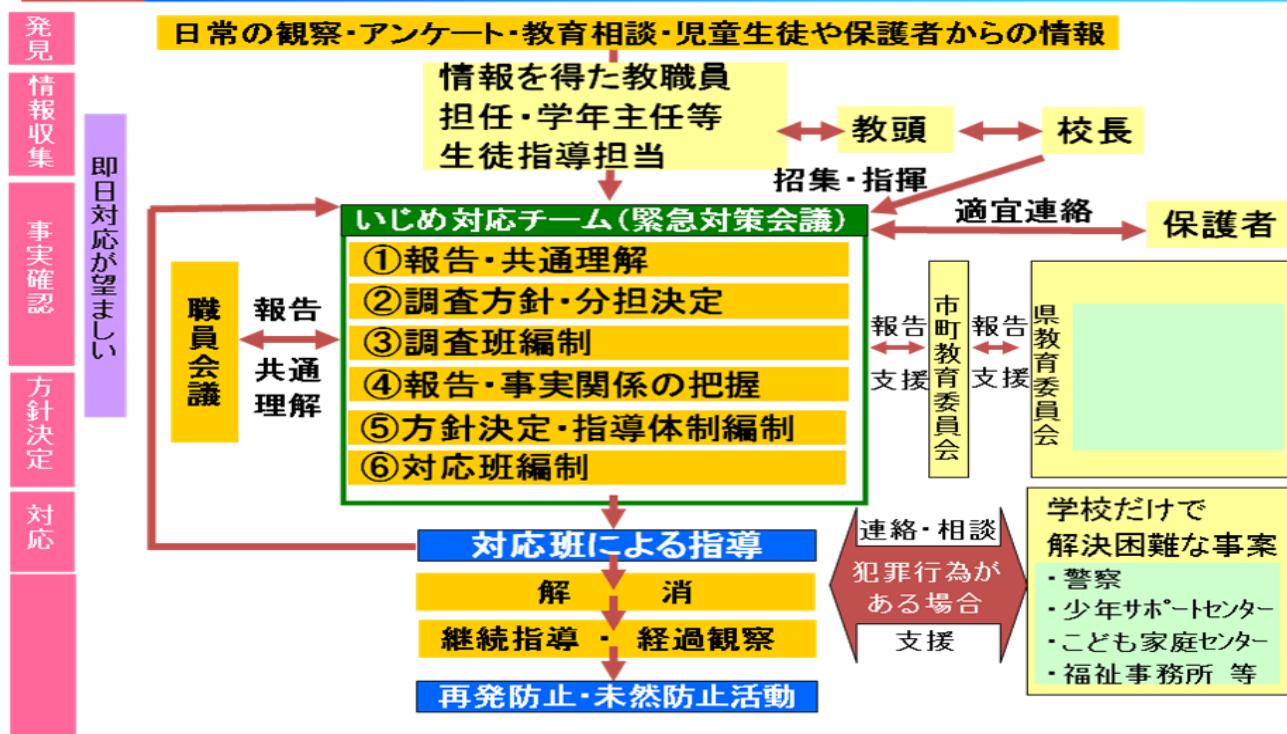
③ 校内組織体制の確立

- ◎何よりも担任一人が抱え込まないようにするために、学年や関わりのある教職員で相談体制を確立する。
- ◎生活指導研究推進委員会と管理職で相談体制を作り、必要に応じて関係機関とのケース会議を設定する。
- ◎職員打ち合わせや職員会議で丁寧に報告して、全職員で情報の共有や問題点を共通認識し、再発防止に努めていく。

④ 保護者に事実関係を伝え対応する

- ◎事案の概要（加害者側の状況、被害者側の状況等）を把握し、整合性があることを確認してから、保護者に事実関係を伝える。
- ◎加害側、被害側に関わらず誠実に対応する。
- ◎児童から聞き取った内容を正確に伝える。学校として、今後どのように進めていくのかも合わせて報告する。求められた要望があっても即答が難しい場合でも期日を設定して誠実に対応する。心のケアが必要な場合は、この時点をスタートとして、保護者や関係機関と協議しながら進めることを伝える。
- ◎家庭訪問をして報告をする。
- ◎いじめを受けた児童や保護者に対し、不安を取り除く努力をし、児童の安全の確保や具体的な方策を伝え、保護者との信頼関係を構築するように努める。

Ⅱ-② いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ(学校全体)



5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校長が判断し、いじめ対応チームを立ち上げ、適切に対応を行う。

(2) 重大事態への対応

学校長が重大事態と判断した場合、直ちに、芦屋市教育委員会に報告するとともに、学校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である青少年センター職員や民生児童委員・保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に向けて対応する。

6 その他の事項

児童も教職員も学校に来られる保護者や地域の皆さん、誰もが「かがやく」学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、学級懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、随時「いじめ防止推進委員会」を中心に点検を行い、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童や保護者の意見を採り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域の方々からの意見を積極的に聴取するように努め、いじめ防止の更なる充実を図っていく考えである。